



# 東員町の水道 (現状と見通し)

東員町では、「安全な水を安定して供給しつづける」水道事業運営について、検討を進めて参りました。本日は、水道事業の現状を踏まえた将来の見通しについてご説明します。

# 目次

---

1. 水道事業について
2. 東員町の水道の現状
3. 今後の実施事業
4. 収支見通しと今後の事業運営

# 1. 水道事業について

## 水道事業の経営について

- ・ 東員町の水道事業は「地方公営企業法」に基づき、町が経営する「地方公営企業」です。
- ・ 地方公営企業は、「独立採算制」により経営が行われています。
- ・ いつでも安心して使用できる水を、効率的な経営のもとで適正な料金で安定して提供することが、地方公営企業としての役割です。

## 独立採算制とは

- ・ 水道事業は皆さまからいただく「水道料金収入」で経営されており、原則として「税金」が使われることはありません。

	町役場	水道事業
会計	一般会計	公営企業会計
主な収入源	税金	水道料金

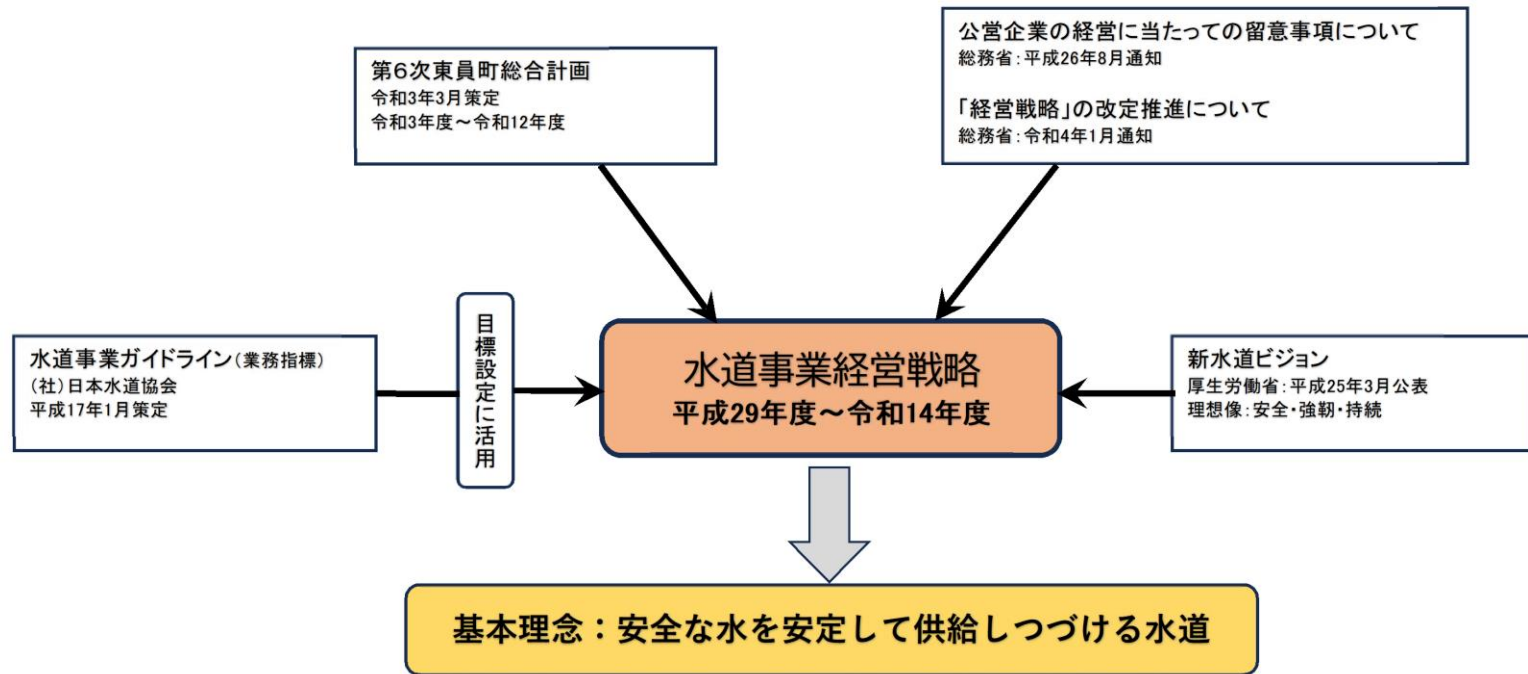
水道事業は事業費のほとんどを**水道料金収入**でまかっています

# 1. 水道事業について

## 東員町水道事業経営戦略

経営戦略とは・・・

- ・ 公営企業が、将来にわたり安定的に事業を継続するための、中・長期的な経営の基本計画
- ・ 投資と財源の見通しを均衡させた、投資・財政計画が中心となっています



「経営戦略」は皆さまに安全安心な水を安定的にお届けし続けるために策定される経営の基本計画です

## 2. 東員町の水道の現状（歴史と概要）

### ○ 水道事業の歴史

- ◆昭和36年度 簡易水道事業として発足
- ◆昭和45年度 上水道事業としての給水を開始
- ◆昭和50年度 第1次拡張
- ◆平成元年度 第2次拡張

### ○ 水道事業の概要（令和4年度末）

- ◆給水人口 25,848人
- ◆水道普及率 99.9%
- ◆水源 地下水 100%

### ○ 水道施設



取水施設：水源地 3箇所



（管路施設）導水管



浄水施設：上水道管理事務所 1箇所



（管路施設）送水管



配水施設：配水池 3箇所



（管路施設）配水管



各家庭へ給水

管路総延長  
約183km

# 2. 東員町の水道の現状（施設の配置）

## ○ 水道施設の配置

上水道管理事務所

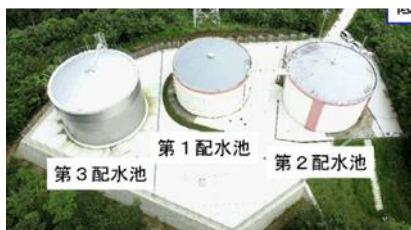


高区配水池



低区配水池

- 低区第1配水池
- 低区第2配水池
- 低区第3配水池



高区第2配水池



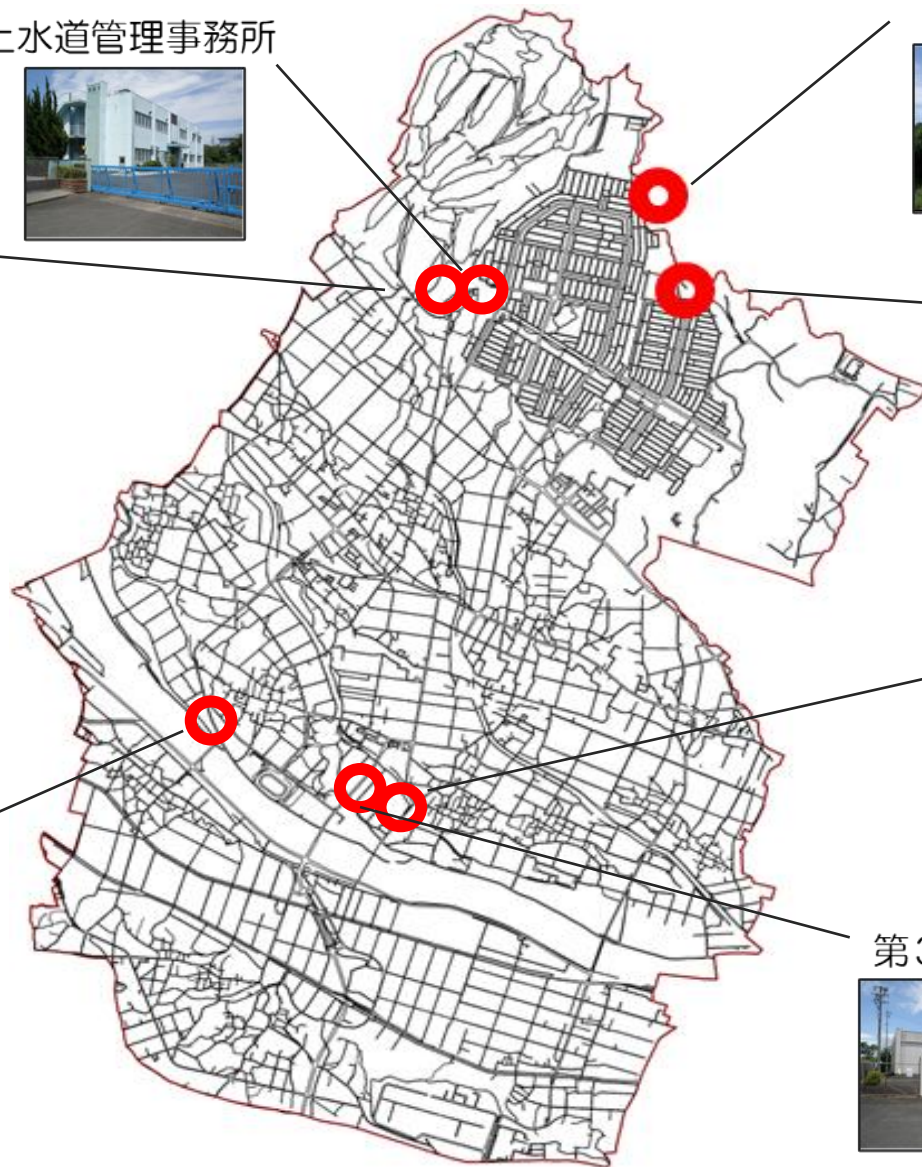
第1水源地



第2水源地



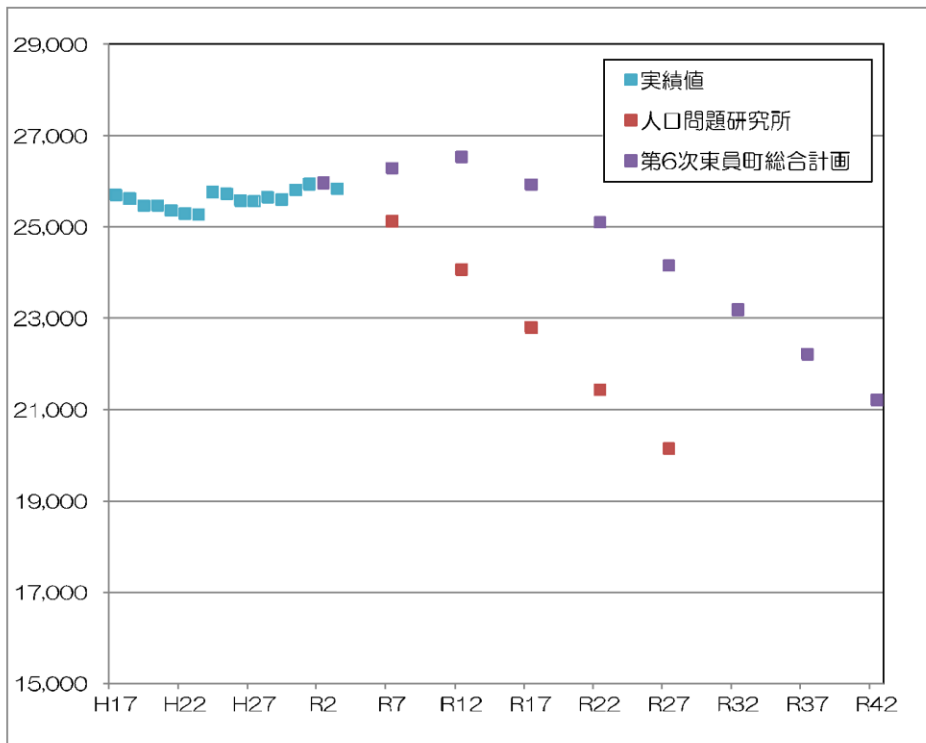
第3水源地



## 2. 東員町の水道の現状(事業運営の将来見通し)

### ○水道事業収入の見通し

東員町の人口予測

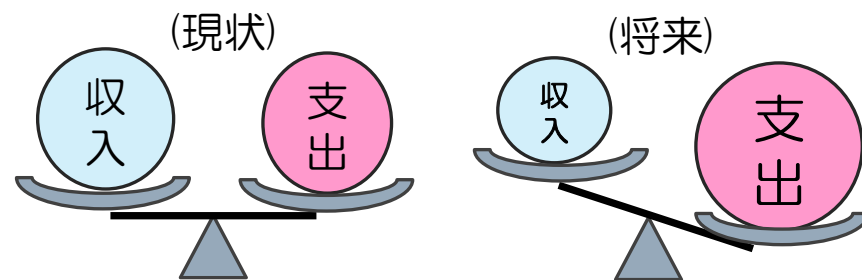


今後予測される人口減少と、節水機器の普及による水道水の使用量減少により、事業収入が減少していく見通しです。

### ○水道事業支出の見通し

事業初期に整備した水道施設の老朽化対策と大規模地震への対策を行うことで、事業支出が増加していく見通しです。

### ○収支バランスの見通し

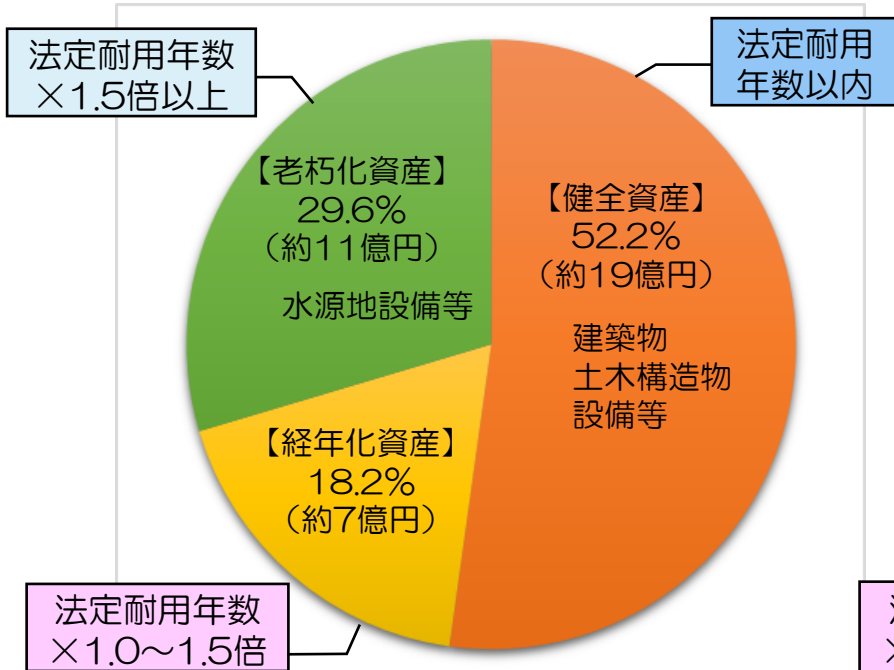


収入が減少する一方で、支出の増加が予測されており、収支バランスが取れなくなる見込みとなっています。

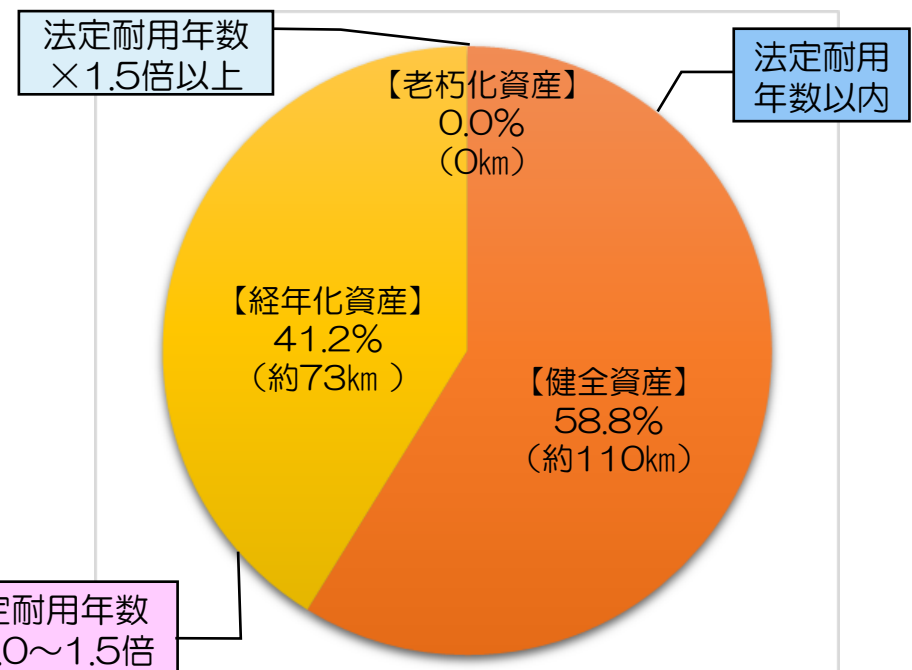
## 2. 東員町の水道の現状（水道施設の老朽化）

○法定耐用年数を超えた水道施設の割合（令和4年度末）

建築物等の現状（資産額割合）



管路の現状（延長割合）



法定耐用年数とは、「本来の用途に使用できると推定される年数」であり、法律において構造・用途ごとに定められています。（地方公営企業法施行規則 別表第2号）

区分	建築物等					管路
	建築物	土木構造物	機械設備	電気設備	計装設備	配水管
法定耐用年数	50年	60年	15年	15年	10～25年	40年



## 2. 東員町の水道の現状(地震対策の現状)

過去に発生した大規模地震では、水道施設が被災したことによって多くの断水が発生しました。地震による断水を防ぐためには、施設の耐震化等の地震対策を行う必要があります。

### ○配水池及び水源地

耐震性	施設	建設年度
支障なし	水源地（3箇所）	昭和47～平成2年度
無し	低区第1配水池	昭和49年度
有り	低区第2配水池	昭和60年度
	上水道管理事務所	昭和54年度
	低区第3配水池	令和3年度
	高区配水池	昭和52年度
	高区第2配水池	昭和57年度

低区第1配水池の耐震性が確保されていませんが、新たに低区第3配水池を整備して水量を確保しました。

水源地は、地震時において、生じる損傷が軽微であって、機能に重要な影響がないため、支障なし。

第1水源地



第2水源地

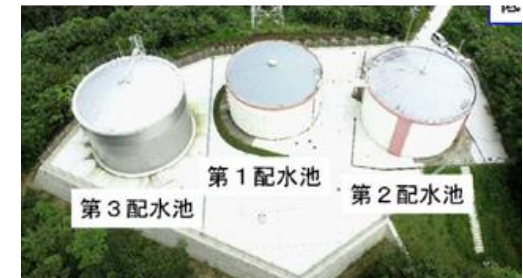


第3水源地



低区配水池

（低区第1配水池  
低区第2配水池  
低区第3配水池）



## 2. 東員町の水道の現状（地震対策の現状）

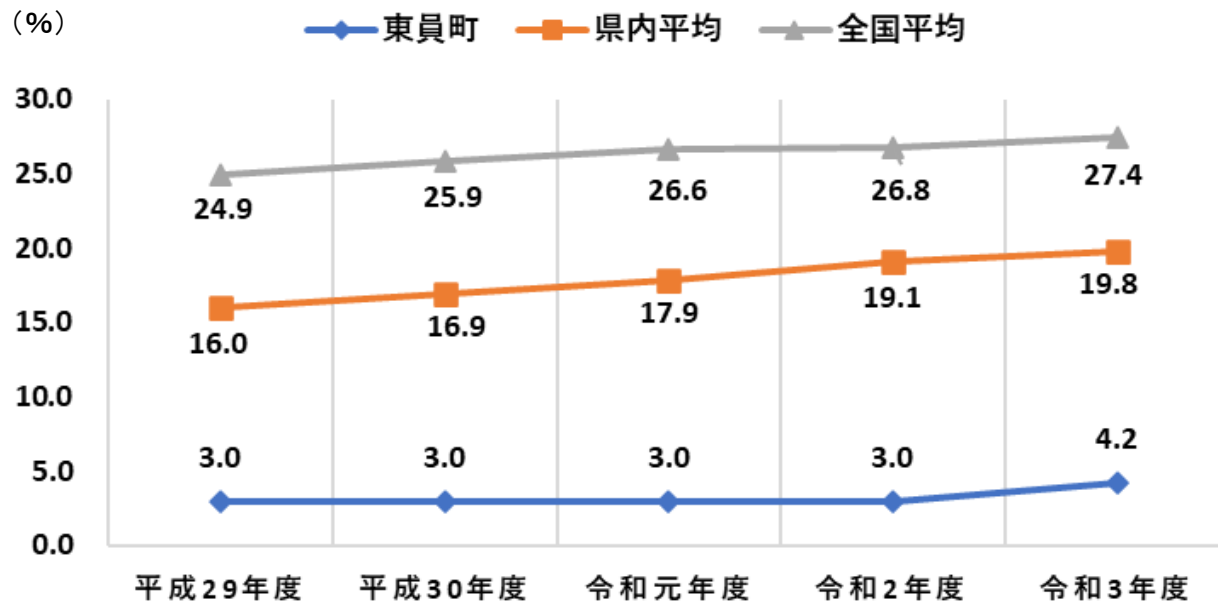
東員町の水道管路は、事業初期に整備した管路が多く、県内及び全国平均と比較すると管路耐震化率は低い水準となっています。事業開始から60年を過ぎ、基幹管路（導水管、送水管、φ200以上の配水管等）の耐震化が急がれます。

○管路の耐震化率（耐震管延長÷管路総延長）×100



東日本大震災の被災写真

### 基幹管路における耐震化率の比較



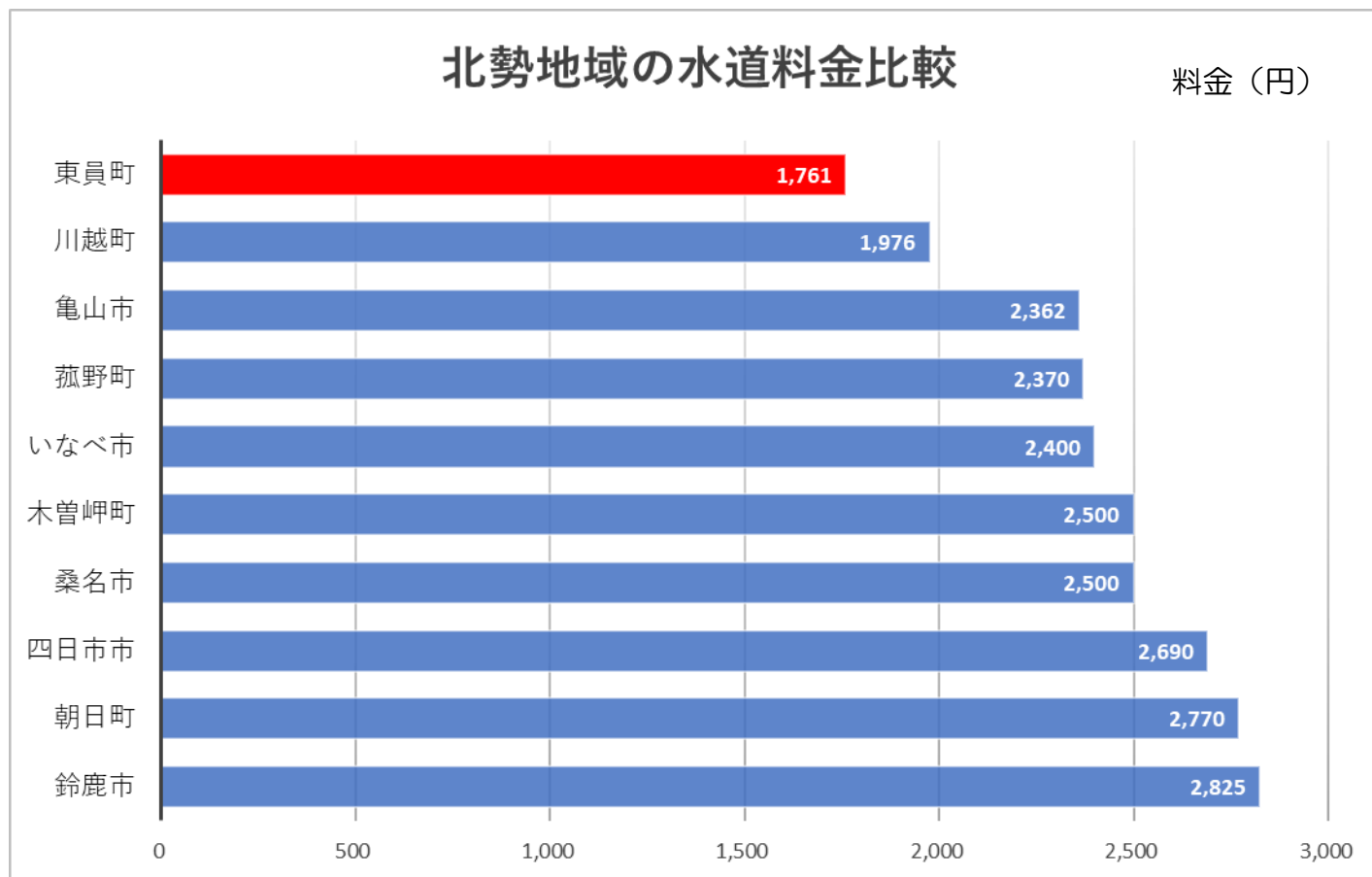
「基幹管路」とは

一般的に導水管や送水管、配水本管を基幹管路と言いますが、東員町として導水管、送水管及びφ200以上の配水管を基幹管路として設定し、基幹管路の耐震化率を算出しています。

## 2. 東員町の水道の現状(水道料金)

○本町の県内での料金水準（一般家庭,使用量20m<sup>3</sup>/月、（税抜））

令和5年1月1日時点



本町の料金水準は、三重県内でも最も安価な水準となっています。

（亀山市以外は2か月で一般家庭・メータ口径20mm・40m<sup>3</sup>使用した場合のひと月当り料金）

### 3. 今後の事業計画

“安全な水を安定して供給しつづける水道”の実現を目指し、次の事業を実施します。

#### ○老朽化対策事業

事業方針：施設の重要度や老朽化状況を考慮し、優先度の高い施設から順次更新します。

優先事業例：水源地及び配水池の設備更新事業。管路の更新事業。

#### ○地震対策事業

事業方針：施設の耐震性を把握し、耐震性が不足する場合には、優先度の高い施設から順次耐震化します。

優先事業例：配水池の耐震診断及び必要に応じた耐震補強事業。  
避難所へ給水するルート等の管路耐震化事業。

#### ○事業費

令和14年度までの間で、事業費として約38億円が見込まれます。

# 3. 今後の事業計画

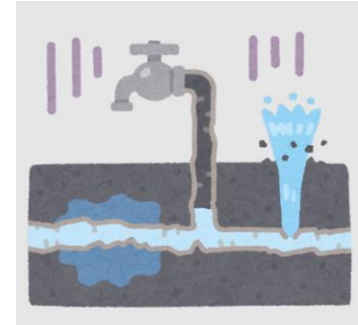
## 管路耐震化・更新計画

### 【管路耐震化対策】

- ① 導水管・送水管（水源地～上水道管理事務所～配水池）
- ② 重要給水施設管路（重要給水施設までの管路）
- ③ 主要な基幹管路（低区配水区域のφ200以上の管路）
- ④ 主要な基幹管路（高区配水区域のφ200以上の管路）

「重要給水施設管路」とは・・・

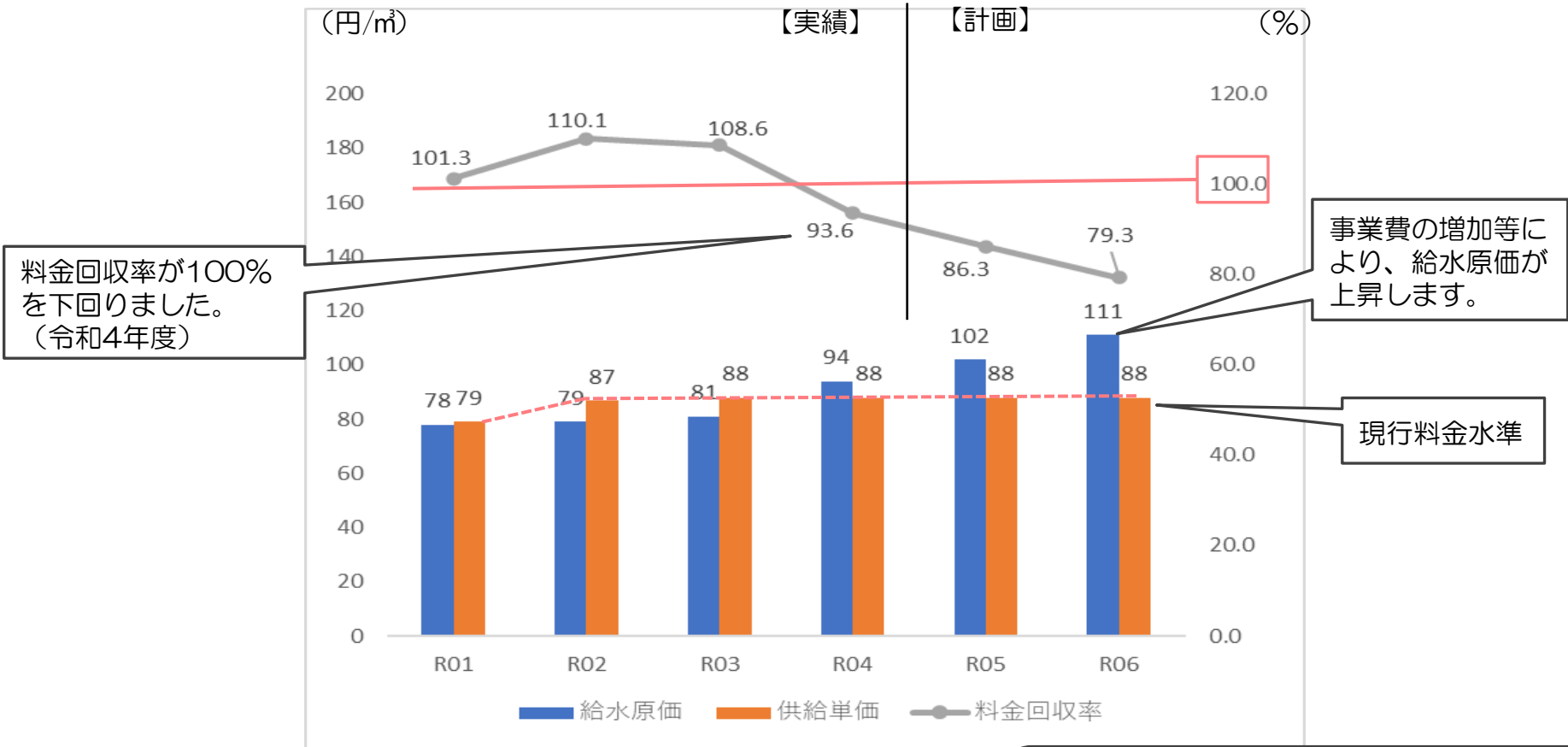
各配水池から災害発生時に避難所となる小・中学校及び東員町総合体育館へ給水する管路。



事業名称	項目	事業費 (千円)	前 期					後 期				
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
設備更新事業	設備更新工事	601,901	171,175	133,636							148,545	148,545
管路耐震化・更新事業	重要給水施設管路	993,999				254,545	310,909	308,636	119,909			
	配水本管の耐震化	579,546					93,000		243,273	243,273		
	三和地区老朽管更新	66,000			66,000							
	工業団地管路の耐震化	121,500								121,500		
アセット事業	管路更新	1,432,000			179,000	179,000	179,000	179,000	179,000	179,000	179,000	179,000
合計		3,794,946	171,175	133,636	245,000	433,545	582,909	487,636	542,182	543,773	327,545	327,545

# 4. 収支見通しと今後の事業運営

○現行料金水準での給水原価、供給単価の見通し



料金回収率が100%を下回りました。(令和4年度)

事業費の増加等により、給水原価が上昇します。

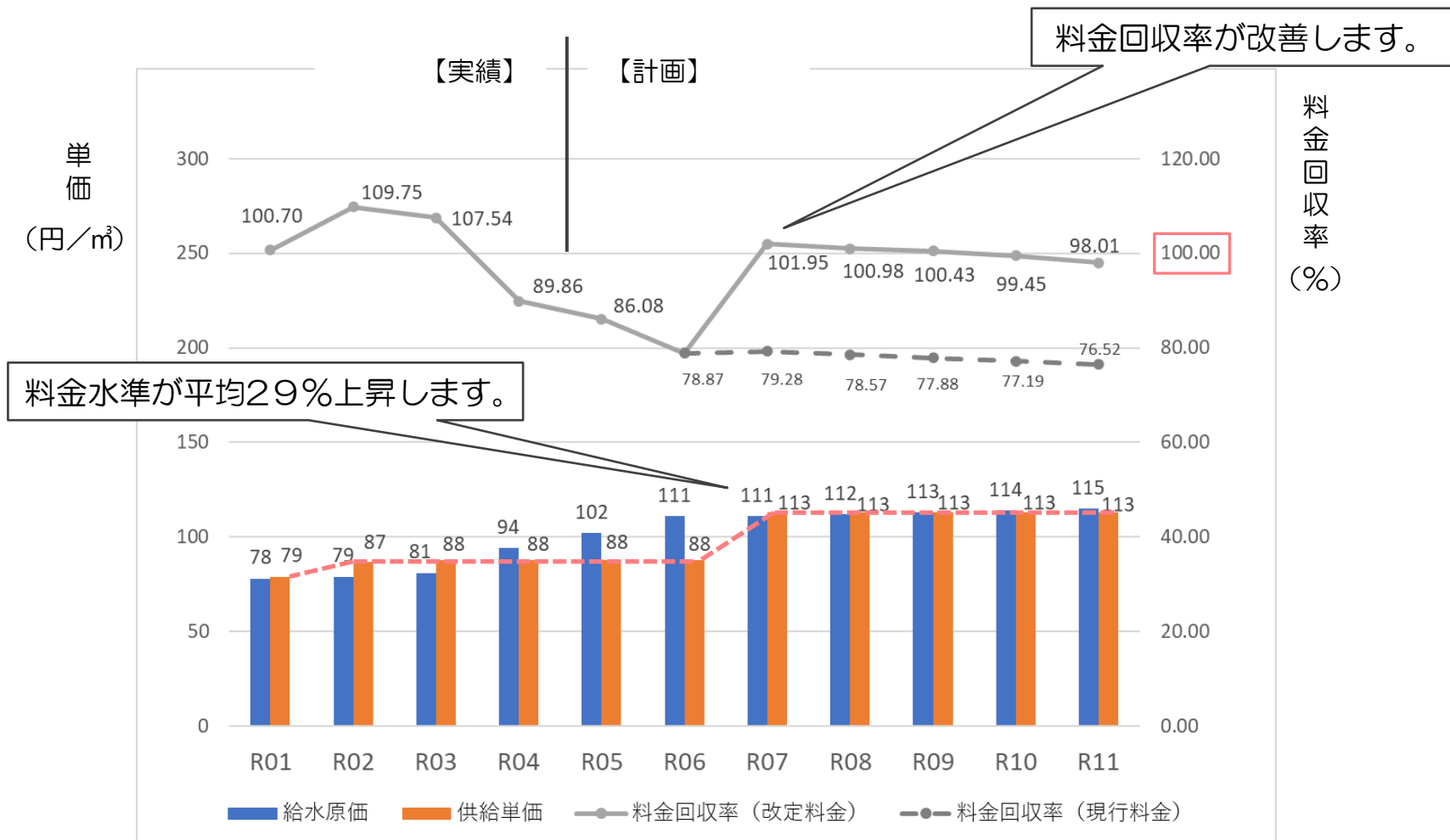
現行料金水準

- 給水原価 ■ : 1㎡の水道水を給水するのにかかる費用
- 供給単価 ■ : 1㎡の水道水あたりの収入(料金水準)
- 料金回収率 ● : 供給単価/給水原価×100  
(100%を下回っている場合、費用が料金で賄えていない)

現行の料金水準では、**事業を行うための資金を確保できなくなります。**

# 4. 収支見通しと今後の事業運営

○料金水準の見直しを行った場合の給水原価、供給単価の見通し



不足する資金を確保するために、令和7年度に料金水準を見直します。

## ○料金水準の見直し

- 令和7年度に料金水準が平均29%上昇します。
- 令和7年度以降については、5年毎に平均給水原価を算出し、料金水準の妥当性を見直していきます。
- 水道料金体系については、負担の公平性や生活用水への配慮等の視点から、今後も検討を行っていきます。